

「電気通信番号の犯罪利用対策に関するWG」 事業者における取組みへの弊社意見について

NTTドコモ

1. 第4回WGで示された方向性における弊社見解

- ✓ 「電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直し検討について（案）」にて示された方向性については、**賛成**
- ✓ また、事業者の取組（①～⑥）の対する弊社意見は以下のとおり

【ヒアリング項目ごとの弊社意見】

項目		見解
①	電気通信番号使用計画の認定の確認	・ 賛成 。但し、新規参入事業者へ限定していただきたい（現状の弊社取り組み：次頁参照）
②	提供番号数の制限	・ 悪意を持たない事業者の円滑なサービス提供に支障が生じる可能性があることから、番号提供数の制限を設けることは、 困難
③	本人確認	・ 賛成 （①の実施により包含できると考えられるため）
④	当人確認 （免許やパスポート等による）	・ 賛成 （①の実施を優先し、当人確認の必要性は今後判断頂きたい）
⑤	与信審査	・ 賛成 （参考：現状、弊社では卸契約時点で財務状況調査等による確認を実施）
⑥	二次卸の禁止	・ 賛成 （現状、MVNOは既に二次卸を実施しているため実質は困難）

2. 自社の取組 及び ヒアリング事項①への見解

- ✓ 弊社の電気通信番号を事業者へ提供するケースとして、主に「MVNO 構成員限り」と「法人型MVNO 構成員限り」がありますが、いずれのケースにおいても**電気通信番号を提供する場合には提供先事業者に対する各種確認・契約を実施**しています
(確認事項 例：回線契約者/利用者情報、回線利用用途（第三者提供の場合サービス内容含む）の確認 等)
- ✓ また、弊社は新規事業者向けに下記の情報等を開示しており、契約時においても卸サービス契約約款等で適切な利用に関する内容を明示しています。
- ✓ 今後、「電気通信番号の認定状況確認」について、上記取り組みへ加えることで、より一層、犯罪利用防止の強化がなされるものと考えます

※法人型MVNO：弊社の法人企業が第三者等へ提供するサービス形態がMVNOモデルに該当するケース

弊社の取組（一般的なMNOV事業者の例）

● 提供前に注意事項として明示

MVNO様が遵守すべき法令・ガイドライン等について docomo

■ MVNO様は、電気通信事業者として利用者に携帯電話サービスを提供するにあたって、次の法令・ガイドライン等を自己の責任において遵守して頂く必要があります。
※MVNO様は、電気通信事業法に基づき電気通信事業者としての登録または届出をしていただく必要があります。

<関係法令>

- 電気通信事業法
- 電波法
- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法【P5参照】）
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット利用環境整備法【P6参照】）
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法【P7参照】）
- 消費者契約法
- 個人情報の保護に関する法律 等

<ガイドライン等>

- MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
- 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン
- 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
- 電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン[電気通信サービス向上推進協議会作成]
- 電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン[電気通信サービス向上推進協議会作成] 等

※MVNO様が遵守すべき法令の具体的詳細は、MVNO様が自己の責任においてご確認下さい。
MVNO様は、本資料に関連する法令又はガイドラインが改正となった場合、改正後の内容に準じて事業運営や利用者対応等を行っていただく必要があります。

©2020 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved. 4

（「卸携帯電話サービスのお申込みにあたっての注意事項」より抜粋）

● 契約時に約款の中で明示 ※下図は主に関連する条項

（卸X iサービスの利用停止）
第45条 当社は、卸X i契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その卸X iサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった卸X iサービスに関する料金又は工事費等若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条及び第136条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その卸X iサービスの利用を停止（回線卸X iの全部の利用停止をいいます。）することがあります。

違反時の利用停止

（法令遵守等）
第55条 当社及び契約者は、卸携帯電話サービスの円滑な運営を図るため、卸携帯電話サービスに係る業務に関して信義に従い誠実に対応することとし、相互に協力することとします。
2 契約者は、卸携帯電話サービスの利用（卸携帯電話サービスを第三者に提供するときを含みます。）にあたり、関連する法令を遵守するものとします。
3 当社は、契約者に対し、必要に応じて前項に規定する法令遵守の状況その他当社が必要と認めた事項について報告を求めることができるものとし、契約者は速やかにこれに応じるものとします。

二次の契約者以降
含めた法令順守

（本人確認）
第58条 契約者は、自らの責任により、卸携帯電話サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、その電気通信サービスの申込者に対して、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第3条で定める本人確認をいいます。）及び利用者に係る本人確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。）を行うことを要します。

本人確認

（「卸携帯電話サービス契約約款」より抜粋）